

児 童 扶 養 手 当

No.1

市町村受付年月日 年 月 日
市町村受付 第 号

認定請求書
額改定請求書
転入届

県 受 付 第 号

証記号	沖児扶・沖児	認定・却下
書番号		

部分は記入する必要はありません。

あ な た の こ と に つ い て	受給者区分	カナ	カナ	性別	② 生 年 月 日	③障害	④配偶者	⑤外国籍	⑥在留满了予定年月			
	母・養育者	①氏	名	名	男・女	明治・大正・昭和・平成・年 月 日	有・無	有・無	はい	平成 年 月		
こ の こ と に つ い て	⑦現住所								TEL			
	⑧1月1日現在の住所								自宅・呼出()方			
こ の こ と に つ い て	⑩公的年金受給状況			⑪遺族補償の受給状況			⑫支払希望		⑬金融機関名			
	受けることができる } 種類 申請中 () 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード 未申請 ()			受けることができる } 種類 申請中 () 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード 未申請 ()			沖児扶 沖児 沖児		本・支店名 預金種別 普通・当座			
郵便貯金通帳記号・番号 前都道府県・市名 転入年月日 平成 年 月 日			公的年金受給予定年月日 平成 年 月 日			認定年月日 昭和・平成 年 月 日		支給開始年月 平成 年 月				
こ の こ と に つ い て	カナ	カナ	⑭ 生 年 月 日	⑮ 統 柄	同居 別居	⑯ 父の状況		⑰ 公遺的族年補償				
	⑬氏	名	昭和・平成 年 月 日			1.離婚 2.死亡 3.障害 4.生死不明 5.遺棄 6.拘禁 7.未婚の女子の子 8.その他		受けることができる } 種類 申請中 () 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード 未申請 ()				
こ の こ と に つ い て	⑱ 監護・養育開始年月日		⑲ 障害	⑳ 特児証書番号		㉑ 外国籍	㉒ 在留满了予定年月		⑳ 学校名 父 母			
	昭和・平成 年 月 日		有・無			はい	平成 年 月					
こ の こ と に つ い て	㉓ 氏 名		㉔ 生 年 月 日		㉕ 統 柄		㉖ 同居・別居		⑳ 養育の該当事由 父 母			
	昭和・平成 年 月 日		昭和・平成 年 月 日									
こ の こ と に つ い て	㉗ 氏 名		㉘ 生 年 月 日		㉙ 統 柄		㉚ 同居・別居		㉛ 養育の該当事由 父 母			
	昭和・平成 年 月 日		昭和・平成 年 月 日									
こ の こ と に つ い て	㉜ 氏 名		㉝ 障 害 種 別		㉞ 認 定 区 分		㉟ 公的年金受給状況		㊱ 職業又は勤務先名 再診予定年月			
	昭和・平成 年 月 日		1.視覚 2.聴覚 3.肢体 4.内部 5.精薄 6.精障 7.重複		1.診断書 2.国民年金(障害等級1級) 3.身障手帳等(級)		受けることができる } 種類・障害等級 申請中 () 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード 未申請 ()					
こ の こ と に つ い て	㊲ () 年分	㊳ 氏 名		㊴ 所得額	㊵ ※扶養親族	㊶ ※以外	㊷ 障害者控除	㊸ 本人控除	㊹ 配偶者	㊺ その他控除	㊻ 社会保険料	㊼ 控除後の
	請求者	/		養育費の8割	(内老人扶養) (内特定扶養)	の扶養 児童	障 特	人 人 人 円	老 寡 寡 特 勤 円	円	円	円
こ の こ と に つ い て	配偶者	/		円	(老 人 人 人)	障 特	人 人 人 円	老 寡 寡 特 勤 円	円	円	円	円
	扶養義務者	/		円	(老 人 人 人)	障 特	人 人 人 円	老 寡 寡 特 勤 円	円	円	円	円

備 考	関係書類を添えて請求(届出)します。 平成 年 月 日 氏名 印 沖 縄 県 知 事 殿
--------	---

上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 市町村長 印

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。字は楷書ではっきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

- 1 ⑫の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
 - 2 ⑩、⑪及び⑬の欄の「受けることができる」には現に受けているとき、請求すれば支給されるのに請求しないで、まだ受けていない場合をいいます。
 - 3 ⑩、⑬及び⑭の欄の「公約年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
 - 4 ⑮の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同上」と記入して差し支えありません。
 - 5 ⑯の欄は、児童が父又は母の死亡により受けることができる「公的年金」、「遺族補償」又は児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっている場合に記入してください。
 - 6 ⑰の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入して下さい。
 - 7 ⑱の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入して下さい。なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
 - (1) 請求者については、①に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、②に特定扶養親族の数を記入して下さい。
 - (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入して下さい。
 - 8 ⑲の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20未満の者をいいます。
 - 9 ⑳の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係わる事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入して下さい。
 - 10 ㉑の欄は、請求者が母である場合には、その監護する児童の父から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、その金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を別記して下さい。
 - 11 ㉒の欄は、請求者が母である場合には、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額は控除しません。
 - 12 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
 - (1) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (2) 請求者が母である場合に児童と同居しないで児童を監護しているときは、その事実をあきらかにすることができる書類
 - (3) 請求者が母以外の者である場合は、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
 - (4) 児童又は児童の父が障害の状態にある場合は、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病による場合は、エックス線直接撮影写真
(呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他)
 - (5) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
(ア) 父又は母が生死不明の場合、(イ) 父が1年以上遺棄している場合、(ウ) 父又は母が1年以上拘禁されている場合
 - (6) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、㉓から㉕までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
 - (7) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いて下さい。
 - 13 この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。
- ◎ 虚偽の内容を記載した場合には、児童扶養手当法第23条第1項に基づき、お支払いした手当の額の全部又は一部を返還していただくことがあるほか、同法第35条に基づき、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。